県・市懇談会テーマ

	テーマ	提出市	頁
○行政部会関係			
1	県内における放射性物質測定体制の早期確立について	北名古屋市	1
2	巨大地震対策について	豊橋市、西尾市	2
3	第５次行革大綱の重点改革プログラムの取組について	岡崎市	3
4	愛知県から基礎自治体への権限移譲について	一宮市	4
○社会文教部会関係			
5	第三子保育料無料化事業費補助金の継続について	稲沢市	5
6	就労支援員の報酬等への補助の継続について	蒲郡市	6
7	知的障害養護学校への肢体不自由部門の併設について	津島市	7
8	助産施設の整備について	一宮市	8
9	救命救急センターに関する補助金について	豊田市	9
10	福祉医療制度の見直しについて	蒲郡市、稲沢市	10
11	学校への教員配置の改善について	知多市	11
○経済部会関係			
12	小坂井バイパスにおける社会実験の実施について	豊川市	13
13	道路施設と交通安全対策について	稲沢市	14
14	三河港の国際競争力の強化について	豊橋市	15
15	公共建築物等における県産木材の利用促進について	豊田市、新城市	16

行政部会関係

１　県内における放射性物質測定体制の早期確立について

〔北名古屋市提出〕

平成２３年３月に発生した福島第１原子力発電所における事故は、現在も日本各地に風評被害を含め多大な被害を与え続けています。

こうした中、県民の安心安全及び愛知県産の農水産物の風評被害の防止のため、放射性物質の測定体制を早急に確立する必要があります。

ついては、県におかれては、都市自治体の学校給食や農水産施策を担当する職員が放射性物質の測定に必要な基礎的知識等を習得できるよう、学識経験者等を講師とする研修を開催するよう要望します。

また、都市自治体が行なう放射性物質の簡易測定において、学校給食や農水産物等から厚生労働省が平成２４年４月に設定した食品中の放射性物質の新たな基準値を超える放射線が検出された場合には、愛知県衛生研究所等との連携により正確な放射能測定ができる体制を構築し、測定結果を県ホームページ等で公表するよう要望します。

２　巨大地震対策について

〔豊橋市、西尾市提出〕

内閣府の南海トラフの巨大地震モデル検討会は、去る３月３１日に３連動地震による最大級の被害想定を発表し、詳細な被害想定を現在も検討しているところです。

最大級の被害想定では従来の予測を大幅に上回る津波が各地に到達するとされており、沿岸部の基礎自治体はその被害想定に対応して、早急に地域防災計画やハザードマップの見直し等に着手しなければなりません。

ついては、県におかれては、被害想定及び県の対策等について県内の基礎自治体に対し速やかかつ積極的な情報提供を行うとともに、中央防災会議による防災基本計画の早期修正、被害想定の見直しに伴い基礎自治体が実施する様々な震災対策のための法整備や新たな財政支援制度の創設を国に働きかけるよう要望します。

また、沿岸部の県有施設の一時避難場所としてのあり方を検討するとともに、県管理の橋梁の耐震化や港湾施設の耐震強化を実施するなど、早急に防災対策を行なうよう要望します。

３　第５次行革大綱の重点改革プログラムの取組について

〔岡崎市提出〕

昨年示された県の行革大綱に係る重点改革プログラムは、第５次行革大綱を深掘りした重点改革項目をしっかりと検証し、取り組むべき課題を明確にした上で取組を具体化、加速、拡大等するものとしており、策定過程の昨年１１月には外部有識者による公開ヒアリングにより、一部項目の妥当性が協議されました。

ヒアリングの該当となった項目を含め、改革内容が示された項目の中には基礎自治体や地域住民に直接影響するものが数多くありますが、基礎自治体との協議等の場も無く、進捗状況を含めその過程は不透明なものとなっています。

ついては、県におかれては、重点改革プログラムを進めるに当たっては基礎自治体の意見を聴取するなど、十分に調整するよう要望します。

４　愛知県から基礎自治体への権限移譲について

〔一宮市提出〕

県から基礎自治体への権限移譲については、従来から愛知県事務処理特例条例等により受入れを行ってきましたが、一層の推進を図るため、県が移譲モデルを設定し、平成２５年度から２７年度までの３年間で権限移譲実施計画を策定するよう依頼がありました。

県は、市町村権限移譲特別交付金を新設し、移譲実施計画策定及び移譲事務受入準備に係る経費の財源として交付金を交付することとしていますが、必要な職員の配置や事務量の増加等に伴う基礎自治体の負担と比較した場合、財源の規模としては不十分であると思われます。また、移譲対象事務の中には、県全体での処理件数が少ないものがあり、これらの事務は、現行通り広域で対応した方が効率的であると思われます。

ついては、県におかれては、権限移譲に当たり十分な財源を手当てするとともに、対象事務を基礎自治体に移譲することが適切か否かを十分検討するよう要望します。

社会文教部会関係

５　第三子保育料無料化事業費補助金の継続について

〔稲沢市提出〕

子育て世帯の経済的負担は重く、少子化の要因のひとつとなっています。

県は、基礎自治体が実施する第三子保育料無料化事業に対し保育料の二分の一を補助し、順調に成果を上げているところです。

しかし、同事業については、今年度からの縮小予定を１年延長されたものの、平成２５年度から所得に応じて補助割合を設定する制度改正が行われる予定となっています。

県の第三子保育料無料化事業費補助金の縮小は基礎自治体の財政に与える影響が大きく、また、少子化対策に逆行するものであります。

ついては、県におかれては、平成２５年度以降も現在の補助制度を継続するとともに、今後、このような改正が行われる場合については、基礎自治体の入園募集手続き前までに事前協議を行うよう要望します。

６　就労支援員の報酬等への補助の継続について

〔蒲郡市提出〕

現在、愛知県緊急雇用創出事業基金事業費補助金には、住宅確保・就労支援員及び生活保護受給者就労支援員の報酬、雇用保険料等を補助する制度があります。

生活保護受給者の増加によりケースワーカーが自立助長のためのきめ細かな支援を行うことが困難となる中、就労支援員の業務、就労支援はかなりの効果が出ており、今後も活躍が期待されます。

国の基金の取扱いによると、住宅確保・就労支援員に対する補助は平成２５年１２月末まで、生活保護受給者就労支援員に対する補助は平成２５年３月までとなっておりますが、都市自治体の厳しい財政事情から単独での実施は難しく、本事業の継続が困難な状況となっています。

ついては、県におかれては、「福祉から就労」支援事業の円滑な実施を図るため、就労支援員に対する補助制度を継続するよう要望します。

7　知的障害養護学校への肢体不自由部門の併設について

〔津島市提出〕

海部津島地域の肢体の不自由な児童生徒の過半数は一宮市の愛知県立一宮養護学校に通学しており、一人一人の障害の状態や能力に応じた教育を受けています。

しかし、一宮養護学校は一宮市の北部に位置しているため通学に大きな負担を強いられており、また、遠距離の通学が困難なためやむをえず地元の学校の特別支援学級に通っている児童生徒も多数います。

このような状況の中、県におかれては、一宮東養護学校と佐織養護学校の過大化の解消を図るため、稲沢市の平和高校跡地に、知的障害養護学校の建設を計画されています。

ついては、県におかれては、肢体の不自由な児童生徒の通学に関する問題を緩和するため、平和高校跡地に建設予定の知的障害養護学校に肢体不自由部門を併設するよう要望します。

８　助産施設の整備について

〔一宮市提出〕

平成２３年度末現在、県内で助産施設として指定を受けている病院は、名古屋市に２、豊橋市と岡崎市、一宮市に１の計５施設となっていますが、平成２２年度末現在において東京都では４１、大阪府では５１、神奈川県では３２、埼玉県では１３の施設が指定されており、県の規模を考慮すると施設数が少ない状況となっています。

助産施設の利用者は健診等を受けていないケースが多く、そのような妊婦が医療圏外から利用する場合、施設への到着が遅くなることと母子の健康状態等が把握できていない状況が重なり、出産のリスクが増大します。

ついては、県におかれては、少なくとも各医療圏に１か所以上の助産施設を設置し、経済的に困窮している妊婦が安心して出産できる環境を整えるよう要望します。

９　救命救急センターに関する補助金について

〔豊田市提出〕

救命救急センターの運営、設備整備等に関する国の医療提供体制推進事業費補助金については、平成２１年度の対象施設拡大により、公立を除くすべての救命救急センターが対象となりました。

これにより、愛知県内で新たに７ヶ所の救命救急センターが補助の対象となったと思われますが、県の予算が旧来からの４ヶ所にしか措置されていないため、新たに対象となった７ヶ所は補助を受けることができていません。

現在、一部の都市自治体では、国県補助の代替措置として救命救急センターの運営費に対して単独補助を行っていますが、救急医療を取り巻く環境は厳しさを増しています。

ついては、県におかれては、医療提供体制推進事業費補助金の対象である全ての救命救急センターに対し補助金を予算計上するよう要望します。

また、予算計上が困難である場合は、医療提供体制推進事業費補助金を県の予算措置なしに受けられる制度へ改正するよう国へ働きかけることを要望します。

１０　福祉医療制度の見直しについて

〔蒲郡市、稲沢市提出〕

福祉医療制度の見直しが愛知県行革大綱に係る重点改革プログラムの重点改革項目に選定され、限られた財源の中で福祉医療制度を継続可能な制度とするため、県は、平成２６年度の新制度開始を目途として見直しを検討するとしています。

具体的には、平成２４年度から県内担当主管課長レベルでの検討会議を設け、論点の整理、見直し案作成等を開始し、基礎自治体や関係機関との協議・調整が整ったうえで見直しを実施するとしています。

同制度は、子ども、障害者、母子父子家庭、高齢者が安心して医療を受けるための基礎となる重要な制度です。

ほぼすべての基礎自治体において住民の強い要望を受け単独事業として助成費を上乗せしてきた経緯もあり、これまでの懇談会でも、県費補助拡大の要望が提出されています。

従って、見直しに当たっては県民の理解が得られる制度とする必要があります。

ついては、県におかれては、見直しにより基礎自治体の財政負担の増大やサービスの低下、基礎自治体間の格差が起きないよう基礎自治体と十分協議・意見調整を行なうと共に、県民の理解が得られる公平で安定した制度を構築するよう要望します。

１１　学校への教員配置の改善について

〔知多市提出〕

学校現場では、発達障害などにより就学指導の対象となる児童生徒が増加傾向にあり、特別支援学級に通う児童生徒や通常学級に在籍しながらも配慮の必要な児童生徒への個々の対応に迫られ、他の子どもへの対応や授業に支障をきたす場面が増えています。

各都市自治体では、独自に支援員を配置するなど各学校の児童生徒の状況に応じた柔軟な体制づくりに努めていますが、支援の必要な子どもの増加により、これ以上の細やかな対応は財政上困難です。また、財政状況の悪化により、現状維持すら困難な都市自治体もあります。

ついては、県におかれては、特別な支援が必要な児童生徒の増加を踏まえ、柔軟にティームティーチング等を行うための県独自の人員配置を要望します。

また、教職員定数の改善、都市自治体が独自に配置する支援員に対する財政措置等について国に働きかけるよう要望します。

経済部会関係

１２　小坂井バイパスにおける社会実験の実施について

〔豊川市提出〕

小坂井バイパスは国道１号と国道２３号を結び、また、東名高速道路豊川ＩＣから東三河臨海部への最短ルートという重要な産業用道路であるにもかかわらず、通行料金がかかるため有効に活用されておりません。

以前より通行料金の早期無料化を要望しているものの償還金の返済ができていないことから実現しておらず、また、平成２２年度の料金割引の社会実験は、ＥＴＣ設備がないことや回数券方式としたこと等により十分な効果が見られませんでした。

一方、今年度中には、名豊道路が豊橋港ＩＣから前芝ＩＣ（仮称）間の４車線化を含め、国道１号の静岡県境の東細谷ＩＣ（仮称）から東三河ＩＣ（仮称）間の豊橋東バイパスと豊橋バイパスが全線開通に向けて整備が進められており、今後、名豊道路を利用する車両の増加が見込まれ周辺道路の混雑が懸念されます。

ついては、県におかれては、小坂井バイパスの通行料を全ての車種で無料とする社会実験を実施することにより、地域経済の活性化と周辺道路環境の混乱回避を図るよう要望します。

１３　道路施設と交通安全対策について

〔稲沢市提出〕

県内の交通死亡事故が高い水準で推移する中、街路樹の成長や植栽箇所の雑草繁茂により運転者や歩行者の視界が妨げられることが無いよう、道路管理者は道路施設の管理に十分配慮する必要があります。

また、幹線道路から外れた生活道路などにおいても、規制標識の老朽化や道路標示の摩耗等の不十分な管理による危険箇所の発生や地域住民からの規制に係る施設の設置要望など、早急に対応すべき課題が多く見られます。

ついては、県におかれては、県が管理する道路の植栽等を適切に管理するよう要望します。

また、生活道路における規制標識の不備等による危険箇所の改善を速やかに行うとともに、地元からの規制に係る施設の設置要望等に対し迅速に対応するよう要望します。

１４　三河港の国際競争力の強化について

〔豊橋市提出〕

三河港では、東日本大震災やタイの大洪水などに起因する、自動車メーカーを取り巻く厳しい経済情勢の中、三河港振興会を中心として、完成自動車及びコンテナ貨物に対する各種助成制度やポートセールス活動に積極的に取り組んでいます。

そのような中、県が今年度設置した東三河県庁の主要な施策のひとつに三河港の振興を掲げ、ポートセールスに関する予算を計上されていることに地域として大変期待をしているところです。

ついては、県におかれては、名古屋港管理組合が自動車関連物流に関する様々な減免制度を展開しているように、国際自動車戦略港湾である三河港においても持続的な周辺地域の振興と企業の活性化が図れるよう、自動車専用船の入港料、岸壁使用料の減免や荷捌き地使用料の減免などの支援を早期に実施するよう要望します。

また、完成自動車やコンテナ物流の拠点である神野地区の７号岸壁第４バース（耐震強化岸壁）整備事業の新規採択をはじめ、蒲郡地区の水深－１１ｍ岸壁の平成２６年度末一部供用に向けた整備促進や名豊道路の早期全線開通、臨港道路東三河臨海線の早期事業着手とともに、東三河県庁には、現在地域で検討を進めている「国際輸入自動車特区」の実現に向けた関係機関への要請活動などへの支援も併せて要望します。

１５　公共建築物等における県産木材の利用促進について

〔豊田市、新城市提出〕

県は、「あいち木づかいプラン」を「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づく県の方針として位置付けております。

このプランでは、県産木材の利用促進を通じて、健全な森林の育成、循環型社会の構築、地球温暖化の防止、県土の保全、林業・林産業の振興など、県民生活の安定に大きく寄与することを目指しています。

森林は水源涵養をはじめとする多面的な機能を持っており、中・下流域はその恩恵を受けていますが、国産材木の不振に過疎化、高齢化などが加わり県の林業は低迷し、森林の荒廃が進んでいます。

ついては、県におかれては、「あいち木づかいプラン」を推進するため、県内全ての基礎自治体で基本方針を作成するようリーダーシップをとって働きかけるとともに、新たな補助制度の創設や、木材需要拡大のための見学会、設計事務所を対象とした研修会の開催などを行うよう要望します。